津幡町公告　第４９号

入　札　公　告

下記のとおり、制限付き一般競争入札を行いますので、津幡町財務規則（昭和60年津幡町規則第１号）第118条の規定に基づき公告します。

令和３年１０月１２日

津幡町長　　矢田　富郎

１　入札対象工事

（１）　工　事　名　町道庄３５号線道路改良工事（その２）（道整備）

（２）　工事場所　津幡町字　庄　地内

（３）　完成期日　令和４年１月２８日

（４）　工事概要　施工延長　　L=32.4m

・土　工　　N=1式

・舗装工　　A=176㎡

・排水工　　L=40m

・集水桝工　　N=2基

・規制標識移設工　N=1基

・取壊し工　　N=1式

（５）　入札方法　電子入札による。

２　入札参加資格　　単体による参加

３　入札参加資格条件

次に掲げる要件を満たす者

（１）　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けた者は除く。）でないこと。

（３）　入札参加資格確認申請書の提出期限の末日からこの工事の開札の日までの期間に、石川県及び県内市町の各機関において指名停止措置を受けていない者であること。

（４）　この工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

（５）　役員（役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参加している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

（６）　本公告日において町税及び県税、国税を滞納していない者であること。

（７）　令和３年度の津幡町建設工事競争入札参加資格において**「土木一式工事」**の競争入札参加資格を有すること。

（８）　建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項の許可に係る主たる営業所の所在地が津幡町内にあること。

（９）　審査基準日が令和2年10月1日直前（令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間にあるも

の。）の経営事項審査において「土木一式工事」に係る総合評定値と津幡町の主観点数を加算した総合点数が800点以上であること。

（１０）審査基準日が令和２年10月１日直前(令和元年10月１日から令和２年９月30日までの間にあるもの。)の経営事項審査において「土木一式工事」の年間平均完成工事高が3,200万円以上であること。

（１１） 令和２年度津幡町道路除雪業務委託契約締結者であること。

（１２）配置予定技術者に係る事項

次に掲げる要件をすべて満たす者を主任(監理)技術者として配置できること。

a. ３ヶ月以上の雇用関係にある者

b. １級又は２級土木施工管理技士の資格を有する者又はこれらと同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣が認定した者。(現場代理人と兼務可)

なお、配置予定の技術者として二人まで、同時に申請することができる。 また、同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とすることは差し支えないが、他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を配置することができなくなったときは、直ちに提出した申請書の取り下げ又は入札の辞退を行うこと。

※この工事の配置予定技術者については、この工事を含む、二以上の工事を主任技術者として兼務することができるものとする。なお、当該兼務については承認が必要です。

（１３）施工実績に係る事項

平成18年４月１日以降に石川県内において、公共機関等（国、地方公共団体、公団又は公社等）が発注した国道、県道、市道、町道のいずれかにおける道路改良工事（契約金額が130万円を超える工事に限る。）を元請けとして施工し、引き渡した実績（施工中を除く。）を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合に限る。)

４　入札手続

（１）　設計図書の閲覧期間

令和３年１０月１２日（火）～令和３年１１月４日（木）まで

（２）　設計図書の閲覧方法

津幡町ホームページ上より、入札情報システム（ＰＰＩ）にログインし入札予定画面より本工事の設計図書をダウンロードしてください。

（３）　申請書等の提出について

ア　入札参加資格確認申請書

電子入札システムにより、令和３年１０月２１日（木）１７時００分までに提出してください。

イ　添付書類（書面により提出するもの）

令和３年１０月２１日（木）１７時００分までに津幡町役場総務部監理課に郵送又は持参にて提出してください。

a　同種、類似工事実績調書

・施工実績が確認できるものを添付してください。(契約書又はコリンズカルテ等の写し)

・当該工事を共同企業体で施工している場合は、当該共同企業体の協定書の写しを添付してください。

b　配置予定技術者調書

・資格、免許証等の写しを添付してください。

・施工実績が確認できるものを添付してください。(現場代理人及び主任（監理）技術者等選任届又はコリンズカルテ等の写し)

・技術者の雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し等）を添付してください。

c　指名停止措置等の調査について

d　審査基準日が令和２年10月１日直前の経営事項審査結果通知書（写し）（※令和３年度制限付き一般競争入札の参加申請において、すでに提出されている方は不要です。）

e　令和２年度津幡町道路除雪業務委託契約書（写し）（※令和３年度制限付き一般競争入札の参加申請において、すでに提出されている方は不要です。）

５　入札書の受付期間

入 札 開 始 日 時：令和３年１１月１日（月）　　８時００分

入札書提出締切日時：令和３年１１月２日（火）　１５時００分

６　工事費内訳書の提出について

（１）　入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を提出してください。

（２）　工事費内訳書の様式は任意であるが、明細書までの内訳金額が明らかなものを提出してください。

（３）　工事費内訳書の表紙には、工事名及び会社名を記載してください。

（４）　工事費内訳書を提出しないときは入札に参加できません。

７　開札日時

令和３年１１月４日（木）９時００分

８　質問の受付期間及び方法

令和３年１０月１２日（火）から令和３年１０月２１日（木）１７時００分までに、文書（様式は任意）により、郵送又は持参（FAX 可：076-288-6470）するか、電子メール（E-mail:kanri@town.tsubata.lg.jp）にて提出してください。（必着）

なお、FAX 又は電子メールの送信後は、確認のため必ず電話連絡してください。

９　入札及び契約の条件

（１）　最低制限価格　　有（事後公表）

（２）　契約保証金　　要（契約金額の 100 分の 10 以上）

（３）　前金払　　有（契約金額の 40%以内）公共工事の前金払取扱要綱に定める範囲とする。

（４）　中間前金払　　有（契約金額の 20%以内）公共工事の中間前金払取扱要綱に定める範囲とする。

（５）　部分払　　有（1 回）

※中間前金払と部分払のいずれかを選択することとし、契約締結時に「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」を提出しなければならない。

（６）　契約の締結　　落札決定の通知を受けた日から起算して 5 日以内（土、日、祝日を除く）。

１０　落札価格

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載してください。

１１　入札に関する無効事項

入札参加資格のない者、虚偽の入札参加資格の確認申請を行った者、工事費内訳書を提出しない者、当該最低制限価格を下回る額で入札した者及び津幡町競争入札心得に違反した者の入札は、無効とします。

詳細については、津幡町総務部監理課までお問い合わせください。

TEL（076）288-2121　　入札契約係

FAX（076）288-6470